

● 柏崎市地域防災計画 修正案について

地域防災計画とは

地域防災計画は、都道府県、市町村の防災会議が地域の実情に即して作成する災害全般にわたる基本計画であり、災害対策基本法により計画の策定が義務付けられている。国の防災基本計画に基づいて作成し、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う必要がある。

修正の背景

○ 防災基本計画 修正

- R1(2019). 5 ・平成30(2018)年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正
R2(2020). 5 ・令和元(2019)年東日本台風に係る検証を踏まえた修正
・最近の施策の進展等を踏まえた修正

○ 新潟県地域防災計画 修正

- R2(2020). 10 【自然災害等】・防災基本計画の修正を踏まえた修正
R3(2021). 3 【自然災害等】・防災基本計画の修正を踏まえた修正
【原子力災害】・防災基本計画の修正を踏まえた修正

修正案の概要

1 平成30(2018)年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正

- 災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、警戒レベルに対応した避難準備・高齢者等避難開始(レベル3)、避難勧告、避難指示(緊急)(レベル4)、災害発生情報を受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう避難のタイミングを明確化

2 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正

- 令和2(2020)年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進

3 防災基本計画(原子力災害編)の修正を踏まえた修正

- 防護措置(避難・一時移転)の実施に当たり関係機関が確認・共有する事項の明記
 - ① 避難者の数及び避難の方針
 - ② 避難ルート、避難先の概要
 - ③ 移動手段の確保見込み など

柏崎市地域防災計画修正案の概要

柏崎市地域防災計画(「地震・津波災害対策編」「風水害等対策編」)修正案の概要

令和元(2019)年5月、令和2(2020)年5月の防災基本計画及び令和2(2020)年10月、令和3(2021)年3月の新潟県地域防災計画の修正等を踏まえ、「地震・津波災害対策編」「風水害等対策編」において所要の修正を行う。

主な修正項目

1 平成30(2018)年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難に関する修正

- 5段階の警戒レベルによる避難のタイミングの明確化

2 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正

- 感染症の観点を取り入れた防災対策の推進
- 感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した避難体制の整備
- 避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進

3 防災基本計画(原子力災害編)の修正を踏まえた修正

- 防護措置(避難・一時移転)の実施に当たり関係機関が確認・共有する事項の明記

1 平成30(2018)年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難に関する修正

5段階の警戒レベルによる避難のタイミングの明確化

要旨

「風水害等対策」第1編第2章第19節「避難体制整備計画」において、避難情報(避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急))発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように避難行動を促す旨を明記

第2章第19節 避難体制整備計画

4 避難情報等情報伝達体制の整備

- (6) 避難情報(避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急))、災害発生情報の意味及び市民等のとるべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

2 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正

(1) 感染症の観点を取り入れた防災対策の推進

要旨

「地震災害対策」及び「風水害等対策編」第1編第1章第2節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生を踏まえた防災対策を推進する旨を明記

第1章第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

(11) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和2(2020)年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正

(2) 感染患者が発生した場合の対応を含めた、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した避難体制の整備

要旨

「地震災害対策」第1編第2章第21節及び「風水害等対策」第1編第2章第19節「避難体制整備計画」において、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して避難体制を整備する旨を明記

「地震災害対策」 第2章第21節
「風水害等対策」 第2章第19節

避難体制整備計画

1 避難場所、避難所の指定及び避難経路の安全確保

(1) 指定緊急避難場所の指定

ク 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。

2 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正

(3) 避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進

要旨

「地震災害対策」第1編第2章第21節及び「風水害等対策」第1編第2章第19節「避難体制整備計画」において、避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、間仕切りや簡易ベッド等の設置に努める旨を明記

「地震災害対策」 第2章第21節
「風水害等対策」 第2章第19節

避難体制整備計画

1 避難場所、避難所の指定及び避難経路の安全確保

(2) 指定避難所の指定

イ 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保する。(参考:消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画(震災対策編)検討委員会報告書」では、避難所については3.3㎡当たり2人を目安とする。)ただし、感染症禍において避難所を開設する場合は、避難者1人当たり3～4㎡の避難スペースを確保するよう努める。

柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)修正案の概要

令和元(2019)年5月及び令和2(2020)年5月の防災基本計画の修正並びに令和3(2021)年3月の新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)等の修正等を踏まえ、「原子力災害対策編」において所要の修正を行う。

主な修正項目

3 防災基本計画(原子力災害対策編)の修正を踏まえた修正

● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の明記

・内閣府が示した感染症の流行下での防護措置の基本的な考え方を明示

- ① 感染症流行下における防護措置と感染防止対策の可能な限りの両立
- ② 感染拡大・予防対策を十分考慮した上での避難や屋内退避等の各種防護措置の実施

・避難所における感染症防止対策の体制

● 防護措置(避難・一時移転)の実施に当たり関係機関が確認・共有する事項の明記

- ① 避難者の数及び避難の方針
- ② 避難ルート、避難先の概要
- ③ 移動手段の確保見込み など

● 訓練等を通じた輸送手段の確認、民間事業者との連携

平時からの訓練等を通じた物資の備蓄状況や運送手段の確認の実施

● 柏崎市水防計画 修正案について

水防計画とは

水防計画は、指定水防管理団体たる市が、水防法の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市域にかかる洪水、津波等の際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することも目的として定めるものである。

修正の背景

OR2(2020).9 新潟県水防計画 修正

- 危機管理型水位計の設置
- 鯖石川ダムにおける操作規則の改正

修正の概要

1 危機管理型水位計の設置

- 危機管理型水位計（洪水時の水位観測に特化した小型で低コストの水位計）の増設による、観測地点の増強【第3章】

2 鯖石川ダムにおける操作規則の改正

- 操作規則修正に伴い、ゲート操作の修正【第10章】

3 現状の体制及び資機材数を計画に反映

- ダムにおける洪水警戒体制に市野新田ダムの追加及び連絡系統図の修正【第10章】
- 新潟県（柏崎地域振興局）における水防倉庫及び備蓄資機材数の変更【別表第3】